

○中崎委員 検査が任意的のものであると、あるいは強制的なものであると、いずれにしても一応検査は合格だといつてスタンプを押して、そうして一般大衆に流れるからには、何らそこに変りはないわけあります。大衆はそれを信用して、これならもう大丈夫だと安心して無条件で買っていくと、いうことになるのだから、従つて政府の方としては、そのいずれを問わず、検査の場合においては今後十分の機能を発揮して、一面監督を強化し一面指導を適正化するということが必要だと思ひます。そこでは政府のそうした態勢を今後整えるべき必要があると同時に、今の公益法人というのですか、検査協会なんかが検査機関があるようです。そこでも政府のそこのについても、さらに政府側において協力して、極力その内容の充実と検査の上の公正を期するような態勢をもつて進める必要があると思うのであります。この点についての政府の側の腹がまえを一つ聞いておきたいのであります。

○永山政府委員 われわれもお説には全然同意でございまして、万全の努力を重ねていきたい、かのように考えております。

○中崎委員 次に品質の内容に関する問題なんであります。たとえば落綿とか反毛とかいうのは、きのうも質問があつたようあります、その純分から言えます、たとえば落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純綿であるはずなんでありますけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと買ってきて、ちょっとはいたら半

夫だと安心して無条件で買っていくと、いうことになるのだから、従つて政府の方としては、そのいずれを問わず、検査の場合においては今後十分の機能を発揮して、一面監督を強化し一面指導を適正化するということが必要だと思ひます。そこでは政府のそこのについても、さらに政府側において協力して、極力その内容の充実と検査の上の公正を期するような態勢をもつて進める必要があると思うのであります。この点についての政府の側の腹がまえを一つ聞いておきたいのであります。

○永山政府委員 お説まことにこもつ

ともでございますが、表示の完璧を期して参りますためには、単に組成が毛だけできているか、あるいは混紡物でできているか。あるいは今お話のように、毛の中でも丈夫な新毛でできているか、あるいは反毛でできているかというような区別、あるいはさらにつくんで染色がたとえば洗たくに耐え得るものか、あるいは日光に耐え得るものかというような問題だとか、あるいは防水だとか防縮だとか、いろいろな表示を要する問題が多いのでございましょう。ただへんにそこまで達すると、オファーレが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限定したというように考えております。

○帆足委員 私はそういう中途半端な不徹底なことによって、かえつて逆なものが一つの要素となって、少くとも上げられない意味をなさないと思うのであります。うふうに考えておられるのか、聞きましたのであります。

○永山政府委員 お説まことにこもつともでございますが、表示の完璧を期して参りますためには、単に組成が毛だけでできているか、あるいは混紡物でできているか。あるいは今お話のように、毛の中でも丈夫な新毛でできているか、あるいは反毛でできているかというような区別、あるいはさらにつくんで染色がたとえば洗たくに耐え得るものか、あるいは日光に耐え得るものかというような問題だとか、あるいは防水だとか防縮だとか、いろいろな表示を要する問題が多いのでございましょう。ただへんにそこまで達すると、オファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限定したというように考えております。

○帆足委員 私は、たとえば功罪半ばするというふうに考えられるのであります。が、これは一応試験的といいますか、過渡的にやつて漸次最終の目的を持つていくようにならぬといふふうに考えられるのであります。この程度で私の質問を終ります。

○田中委員長 ちよつと速記を中止して。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。

○田中委員長 次に前回に引き続き輸出取引法の一部を改正する法律案を議題となし質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。帆足計君。

○帆足委員 第一点にお尋ねいたしましたことは、現在輸出入組合法によつて貿易の統制が行われておるのであります。すが、たとえば貿易管理法、為替管理法に関する法律、それから各種の行政措置、それから専業法等による指定商の指定、それから各種のチエック、ブライス、フロアプライスなどの指定が行われておりますが、それはどういう法律に基づいてそういうことが行われておりますので、実績あるものというふうに限定したといつても、従つてますさしづめの問題といったしましては、何といつても第

一に関心を持ちますものは、毛製品の場合には、純毛であるか、あるいはスパンが入つてゐるか、綿製品についても、純毛であるかなど非常に重要な問題なんであります。たとえば落綿とか反毛とかいうのは、きのうも質問があつたようあります、その純分から言えます、たとえば落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純綿であるはずなんでありますけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと思ひます。ただへんにそこまで達すると、オファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限

定したといつても、従つてますさしづめの問題といったしましては、何といつても第一に関心を持ちますものは、毛製品の場合には、純毛であるか、あるいはスパンが入つてゐるか、綿製品についても、純毛であるかなど非常に重要な問題なんであります。たとえば落綿とか反毛とかいうのは、きのうも質問があつたようあります、その純分から言えます、たとえば落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純綿であるはずなんでありますけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと思ひます。ただへんにそこまで達すると、オファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限

定したといつても、従つてますさしづめの問題といったしましては、何といつても第一に関心を持ちますものは、毛製品の場合には、純毛であるか、あるいはスパンが入つてゐるか、綿製品についても、純毛であるかなど非常に重要な問題なんであります。たとえば落綿とか反毛とかいうのは、きのうも質問があつたようあります、その純分から言えます、たとえば落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純綿であるはずなんでありますけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと思ひます。ただへんにそこまで達すると、オファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限

定したといつても、従つてますさしづめの問題といったしましては、何といつても第一に関心を持ちますものは、毛製品の場合には、純毛であるか、あるいはスパンが入つてゐるか、綿製品についても、純毛であるかなど非常に重要な問題なんであります。たとえば落綿とか反毛とかいうのは、きのうも質問があつたようあります、その純分から言えます、たとえば落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純綿であるはずなんでありますけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと思ひます。ただへんにそこまで達すると、オファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合に実績のないものは認めないと、いうことは考えておるわけではございません。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというような関係もあつて、決してすべての場合でございません。ただ、それで結局事がなります。それで、実績あるものというふうに限

に、行政措置として政府がこれをやりに、行進することができる。その指定に当つてはこういう機関に意見を聞くことではあるまいかと思ひます、どうでしようか。

○岩武政府委員 そういうふうに輸入の面につきまして実績を持つてゐる人に限ることがすべての場合に不適當かどうかということは、これはわれわれももう少し検討を要すると思います。過去におきましてはそういうふうな経験のない人が扱いました場合もいろいろござますが、われわれとしましては、できるだけ内外両方面のトラブルを避けますために、この際過去の実績という事を考えたわけでござります。ただ特定の場合におきましてもう少し考え方の余地はないかというお話しは、これはいろいろな問題があるだろとうと思います。今の中豆の大豆の場合は、私詳しい事情を存じませんので、後刻担当者が参りますが、その場合に限定したことが不適当かどうか、まだもう少し検討を要するだらうと思つております。

○帆足委員 私は実績のない非常に多くの商社にアット・ランダムにやらせることは国民経済上から見て非能率なところがあることは感なんです。

しかし適当の商社に制限するには民主的手段を経、それを決定する権能が政府に法律によって与えられていくなくてはならぬ。そういう法律上の根拠なし行政措置によって官庁がなさないと、入品を統一的に安く適時に買いたいとおっしゃるならば、こういう基準で輸入をする場合にはこういう基準で輸入商を指

定することができます。その指定に当つてはこういう機関に意見を聞くことではあるまいかと思ひます、どうでしようか。

○岩武政府委員 そういうふうに輸入の面につきまして実績を持つてゐる人に限ることがすべての場合に不適當かどうかということは、これはわれわれももう少し検討を要すると思います。過去におきましてはそういうふうな経験のない人が扱いました場合もいろいろございますが、われわれとしましては、できるだけ内外両方面のトラブルを避けますために、この際過去の実績という事を考えたわけでござります。ただ特定の場合におきましてもう少し考え方の余地はないかというお話しは、これはいろいろな問題があるだろとうと思います。今の中豆の大豆の場合は、私詳しい事情を存じませんので、後刻担当者が参りますが、その場合に限定したことが不適当かどうか、まだもう少し検討を要するだらうと思つております。

○帆足委員 私は実績のない非常に多くの商社にアット・ランダムにやらせることは国民経済上から見て非能率なところがあることは感なんです。しかし適当の商社に制限するには民主的手段を経、それを決定する権能が政府に法律によって与えられていくなくてはならぬ。そういう法律上の根拠なし行政措置によって官庁がなさないと、入品を統一的に安く適時に買いたいとおっしゃるならば、こういう基準で輸入をする場合にはこういう基準で輸入商を指

定することができます。その指定に当つてはこういう機関に意見を聞くことではあるまいかと思ひます、どうでしようか。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつものは私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○帆足委員 私は実績のない非常に多く少しお見えになつたから、そのとたんに使つてやつてきて、その話の途中でその話がうまくいかなくてグローバルに切りかえになつたから、そのとたんに少しお見つけて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○帆足委員 私は実績のない非常に多く少しお見つけて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○帆足委員 私は実績のない非常に多く少しお見つけて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○帆足委員 私は実績のない非常に多く少しお見つけて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○帆足委員 私は実績のない非常に多く少しお見つけて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天氣晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はござつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたりありますものですから、いろいろのトラブルが起つて、ある天気晴朗の日に官庁がこの責任はまた完全に果さなければなりません。それが官庁の手を挙げんにどのように譲るべきでないと思うのです。同時に権利といつもの私は寸毫といえども譲るべきでないと思うのです。

い。中国にはまだ通商協定もできておりませんし、諸般のこともできておりません。しかし、諸般のことをお考えながら業界の自治統制にまかすことの方が多い。この過渡期には適切ではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

○大堀政府委員 これは輸出入組合を組織することができるという組織法でございまして、もちろん法律ができました。個々に結成いたします場合は、それぞれ話し合いによりまして業界がまとまって参りませんと組合にはならぬわけでございますから、私どもは、その立場から申しますと、先ほど申しましたように、中共の場合、インドネシアの場合、その他近東、中南米等にも将来は考へられるかと思うのであります。当面は二カ所につきまして必要があるのじやないか、かように考へました。それが得る態勢を法律によつて作るわけでございます。中共につきましても、私どもはやはり輸出入組合によつて運営していく方がより適切ではないか、かように考へておるわけであります。なお輸出輸入の問題につきましては、輸出入組合の中で——輸出入組合は輸出入の調整の見方では、中国の問題は広げて個の業種につきましては、たとえば米とか鹽とかそれらの部会が結成されると思いますが、部会の中の業者協定

によりまして必要な事項は協定して運用できるのではないか、かように考えます。

○帆足委員 私が申し上げたのは、民間で自主統制でできるだけ自主統制の方

によってはできるだけ自主統制の方があくとも、少くとも法律の助けを借りることは少い方がいい。私はむしろ通産大臣の立場からお役所に対する質問しているので、石橋さんと私とは同じ立場に立って、石橋さんの言ひにくいところを私がかわって言つてはいるよな気がするのです。そういう法的な規制は必要じやない。無理にそれを作りますと、外から圧力が加わることになつて自然発生的な成長を妨げることになることを私は心配するわけです。中国に対する業者の団体というものは長い間の経験を持つ業者が主体になつて作るべきであつて、それに対しても官庁または貿易界等が、しかも從来關係がなくて知識もなかつた筋がこれを別個の線で固めるようなお考えがあるかどうか。それとも從来の長い経験を活用して、その経験を十分撰取しておられると、外から圧力が加わることになつて自然発生的な成長を妨げることになることを私は心配するわけです。

中国に対する業者の団体というものは長い間の経験を持つております。それからわれわれに言えぬ苦勞があります

て、思想から言えば大体自由党または民主党の中のラジカルな人たちすなわち昔の自由通商協会に従事しておられた方々、村田さんとか石橋さんとかそういふような行き方、万国自由通商というような行き方で手紙も書き交渉もしなければならぬといふような特殊な持つ味もあるわけです。従つてそういう相談いただくことになる、かように考へておるわけであります。

トマス残の振替をやるということも組合の中で可能なわけございまして、その方が円滑いくのではないか、個の業種につきましては、たとえば米

ると思います。従つて今日の段階では、今大堀さんの言われたようなことは、輸出輸入の取引法規でやれるわけではありません。

○帆足委員 私が申し上げたのは、民間で自主統制でできるだけ自主統制の方があくとも、少くとも法律の助けを借りることは少い方がいい。私はむしろ

通産大臣の方としてもお尋ねいたしますが、この法案についての世間の批判が二つあります。一つは、統制の強化ですか、その辺のところも伺つておきたいと思います。

○石橋國務大臣 この法律ができるたからといって、必要なない輸出入組合を無理に作らせようとは思つております。一つは、統制の強化ですか、その辺のところも伺つておきたいと思います。

○帆足委員 私が自治統制を非常に重

書類を出しますよな場合に、私は多數意見とともに少数意見もつけて出すという慣例を一つ聞かれたらどうかと思いますが、そういう趣旨に對して通

産大臣は御賛成であるかどうか、また極力民間の自主統制を尊重するという運営の仕方に對して御賛成であるかどうかということを伺いたいと思います。

調整をはからねばならぬ、こういうむずかしい課題があるわけです。そのため心配をしてこういうことを申しておるわけでございます。

そこで第二にお尋ねいたしますが、この法案についての世間の批判が二つあります。一つは、統制の強化ですか、その辺のところも伺つておきたいと思います。

○石橋國務大臣 むろん原則として民

しましても、統制に関する事項を決定します場合には、十分に中小業者の意見を徴する、そしてまたその利害をも勘案考慮するということを実行してもいいたいと思います。これは非常に重要なことですが、やはりわれわれにしてもそうですが、とかく自分が大きいものの立場に立ちますと、小さいものの声は無視しがちになる。一体日本という国は少数意見を尊重しない国です。少数意見の中にこそ珠玉のこときものがあるわけです。私は常に多数意見から学ぶと同時に、少数意見から学ぶということが必要だと思いますが、

今後の組合法の運用にとってこれは一番重要なことだと思うのです。これに對して大臣はどのようにお考えですか。

○石橋國務大臣 申すまでもなく、少數意見を大いに尊重するというのはこれは民主主義のルールでありますから、従つて組合の運営において組合員自身がだれもそういう考え方を持たなければなりませんが、その組合員としての小の人たちも、むろん建設的でなければいけませんけれども、意見は十分に述べて、そして運営をする、お互いにそういう心かけをもつてやることが一番大切だと思います。政府としては特にこれに対してもう一つの援助はしていきます。

○帆足委員 私がただいま申し上げましたような諸項は、きわめて常識的な問題について申し上げたのですが、幸いにして政府委員並びに大臣はその趣旨においては同感の意を表せられたわけ

でございます。従いまして申し上げたことを修正案または附帯決議にいたしまして提出いたしましたが、その措辞がまことに妥当であり、良識に富むものであつたならば、与党各位の御賛成を得られるだろうと、まことに明るい氣持がいたす次等でございます。

最後にお尋ねいたしますが、たとえ

ば自転車工業のように大体において中小の多い工業、そういうようなものにおきましては、取引法と中小企業安定法、この二つの関係は大体どのように交錯するものでしようか。その点を大堀さんからお教え願いたいと思います。

○大堀政府委員 輸出入取引法の建前生産業者もあるいは販売業者も国内で協定ができる、こういう建前になっておりまして、その場合は中小の人も大メーカーも一緒にこの原則によってやれることになつております。現在はたとえばミシンの例のような場合に、現行法では国内の協定ができないことになつておりますので、安定期の規定によりまして、中小のメーカーだけが集まって、あれによつて協定をいたしまして、自主的統制をやつている、こう

いう形になつております。従いまして法的には中小企業につきましては重複事項といいますか、いずれでもいける

○帆足委員 その形になるわけであります。シングルを例に引きますと、ミシンの何百人以下の中小企業安定法の適用を受けた輸出ミシン業の協定と、今度はミシン工業組合全体の、大メーカーがおりました場合の協定は、二つが一應別個

でござります。従いまして申し上げたことを修正案または附帯決議にいたしまして提出いたしましたが、その措辞がまことに妥当であり、良識に富むものであつたならば、与党各位の御賛成を得られるだろうと、まことに明るい氣持がいたす次等でございます。

最後にお尋ねいたしますが、たとえ

ば自転車工業のように大体において中小の多い工業、そういうようなものにおきましては、取引法と中小企業安定法、この二つの関係は大体どのように交錯するものでしようか。その点を大堀さんからお教え願いたいと思

○大堀政府委員 本法案によります場合は、大メーカーも中小メーカーも、全體が一つに集まつて協定をすることになります。それはたとえば自転車工業のように大体において中小の多い工業、そういうようなものにおきましては、取引法と中小企業安定法、この二つの関係は大体どのように交錯するものでしようか。その点を大堀さんからお教え願いたいと思

うか。

○田中委員長 片島港君、非常にしろうとくさい質問かもしませんが、この中で私どもの方で問題になつております点を、一つお尋ねしたいと思います。問題は第五条でございますが、第五条の特定地に對する輸出入の問題についてお尋ねしたい。御承知の通り中共との貿易は、甲類物資については人為的に制限を受けているわけであります。乙類、丙類の物資につきましてはバークー制によつてすでに輸出入の均衡がとられ

○片島委員 非常にしろうとくさい質問かもしませんが、この中で私どもの方で問題になつております点を、一つお尋ねしたいと思います。問題は第五条でございますが、第五条の特定地に對する輸出入の問題についてお尋ねしたい。御承知の通り中共との貿易は、甲類物資については人為的に制限を受けているわけであります。乙類、丙類の物資につきましてはバークー制によつてすでに輸出入の均衡がとられ

ています。そういう意味において均衡の必

要がある場合にやる、こういう意味で必ずしも「対」で立ちきらに均衡しなければならぬという意味ではございま

せん。

○片島委員 その点は、私は、拡大均

衡でなくして、むしろ縮小均衡になるの

ではないかという感じがするのであり

ます。と申しますのは、輸出の方が人

為的に抑えられておる、そういう場合

には、むしろ輸入の方が多くなつてく

るのでないか。輸出でも輸入でも、少しずつでもふやしていく、それに追

いつく、シーソー・ゲームのよう伸び

ていけば拡大均衡といふこともあるの

ではありませんが、均衡をとろうと思え

ば、人為的に抑えられている方にこの

均衡をとらるために、いつでも消極

的に下へ下へと均衡をとられるような

結果になるのではないか。多少は間違

っていても、輸入が少しでも拡大して

けば、それだけ輸出を今度は拡大し

ていくよう政府としても努力してい

くようになるのであつて、わざわざ制

限されておる輸出の方に、下の方に均

衡をとるような結果になつてくれば、

拡大均衡ではなくて、縮小均衡になつ

てくるくらいがあるのでないか。こ

の点が非常に心配であります。

○大堀政府委員 本法のこの規定の趣

旨は、均衡ということは、先ほど申し

ましたように、必ずしも厳格な意味で

の「対」の均衡ということではござい

ませんで、バランスをとつていかなけ

ればならぬという意味であります。從

つて私どもは、運用としてはもちろん

拡大均衡にいくよに考えて均衡をと

る必要があるというふうに考えており

ます。拡大均衡を持つていくという考えではありません。

○片島委員 そうしますと、別にこの法律が、この二十三条の第一項がなくとも現在でもそういうふうにやつておられるわけありますか。特にこの法律を設けましたのは、やはり輸出と輸入との均衡をとつてこうということを特にねらいとしておられるように感じられるのであります。もしそれを今でもそうやっておるし、この法律を作つてもそういう拡大均衡を持つてこうというふうに考えておるのだといふならば、特別にこんな特定地域、いわゆる中共向けの問題についてこのよな条文を置かれなくても差しつかえないのでないか。今でもそうやっておる、今後もそうやろうとしておる、しかし輸出と輸入については均衡をとるというような事柄をわざわざここに文

字として現わすというのは、どういうわけでござりますか。

○大堀政府委員 現在は輸出入組合といふ規定がないわけでございます。この規定は、新しく輸出入組合が成りきるという法律にいたしたわけであります。輸出入組合を結成する場合の条件といたしまして、その国との貿易バランスということについてバランスをとつていかなければならぬという場合に、この輸出入組合が結成できる。もちろんこれは業者の自主的統制でございまして、業界としては貿易を拡大していくことが本来の利益でもありますけれども、この均衡という意味は、縮小してバランスを一対一に合

せるためにあくまで押えていくのだと

いう考えでは決してございません。

○片島委員 ついで輸出と輸入とをバランスをとりながら拡大していくかければならぬというのです。これはインドネシアの場合も同様でございます。ほうつておけば縮小してしまいますから、むしろ輸出入を調整しまして、輸出と輸入の利

益の調整によつてこれが拡大できるわけであります。中共の場合も、ペーパー方式によりましても、現在のトーマス残を特定の人に譲与できるというよ

うなことを考えて操作することによりますて、さらに輸出がやりやすくなつてくる、こういうことができるわけで

あります。そういう意味におきまして、決して縮小という意味ではないと

いうふうに御了解いただきたいと思ひます。

○田中(穂)委員 簡単であります。伺います。

○田中(穂)委員 田中勇男君。政府のこの改正法律案の提案理由説明によりますと、中国が政治的理由により貿易の独占態勢をとっているといふことであります。しかし、田中君の話がどういふことでお考えになつておるか、大臣にお尋ねいたしたい。

○石橋國務大臣 ちょっとと御質問の趣旨がはつきりしませんでしたので、もう一ぺんお願ひします。

○田中(穂)委員 日本と中國との貿易が自由に行われない事情については、

中国側が貿易について独占態勢をとつていいというようなことをやはり新

しい考えではあるとと思うのですが、それについて、要するに、その国との間の貿易に

事情があると思うのですが、それについて一つお考えをお伺いしたい。

○石橋國務大臣 これはもう御承知の通り、例の金融の関係がありまして、これが中国貿易に対する一番の障害をなしているわけであります。

○田中(穂)委員 そのほかにまだあるのじやないです。それだけですか。

○石橋國務大臣 並べればまだたくさんあるかもしませんが、國交が回復していない、従つて、正式な通商条約も、あるいは相互の交通も困難である

というようなことが一番障害をなしております。

○田中(穂)委員 まだ決済問題もあるじやないですか。

○石橋國務大臣 それは国交回復問題に結びつくことだと思いますが、これはなかなかむずかしい問題です。向う側の要求は、日本が乗り出してやらない

とどうしても中國側では承知をしない

といふようなふうもありましたので、特にその点がこの間の交渉の際には故に相手国が貿易の独占態勢をとつてゐることであります。しかし、今日中國との自由な貿易が行わないというの、單に相手国が貿易の独占態勢をとつてゐることであります。しかし、大臣にお尋ねいたしたい。

○田中(穂)委員 そういう事由があると思うのです。

○石橋國務大臣 ちよつと御質問の趣旨がはつきりしませんでしたので、もう一ぺんお願ひします。

○田中(穂)委員 日本と中國との貿易が自由に行われない事情については、

ていないというようなことをやはり新

しい考えではあると考えています。谷

先生が、その間の事情でござりますね。谷

顧問の記者に対する談話について御感想を聞きたいと思います。

○石橋國務大臣 私は谷君の談話は見

ませんでしたが、どういう意味です

か。これは日本としては絶えずやつて

いるのです。ですから、決してやつて

いることはありませんし、特に

全般的な解除ということのみでな

く、そのときどきの特認を受けるとい

うことです。非常に強力に常にや

ることについては非常に強力に常にや

ることでありますから、谷君の話がどうい

う意味でありますか知りませんが、今お話しのようであれば、何か記事が間違つているか、あるいは話し違いであるかと思ひます。

○田中(穂)委員 そこで通産大臣とし

ましても、こういう非常に力強い御言

葉明に基いて、何か具体的にアメリカに

対して、あるいはパリのココムに対し

て、交渉といいますか折衝をなさつた

ております。

○田中(穂)委員 今のお答えでけつこ

うだと思いますが、この間、七月二日

までの禁輸品緩和、中國貿易をソ連並みに解除するという話を通産大臣が記者会見でなさつたようですが、これは非

常につこうだと思います。ところが

その後數日しまして、外務省の谷顧問

は、ココムに対して禁止解除を申請し

か、何か行動の裏づけがあるのでござりますか、それを伺いしたい。

○石橋國務大臣 それは現在のところでは主觀的と言われば主觀的であります。ただ希望を述べたということであります。

○田中(穂)委員 この第三次の貿易協定には、近い将来支払い協定を締結するということになつておりますが、これにつけてもたびたび各種の委員会でお聞きしておりますが、政府としては何

ら積極的な御意向がないようあります。鳩山首相は日中貿易については積極的に努力するということをたびたびお聞きしておりますが、これは内閣の責

任でありますか、現在のところ支払い協定締結につきまして通産大臣の御所見はどうでしようか。現在の御心境を

一つお聞きしたい。

○石橋國務大臣 これはこの間向うから使節団が参りました節も、使節団の人にも非公式に会いましたときに申し

たのであります。この支払いの問題は、何とか今よりはもう少しい方法をとらないと、お互に不利益だから、一つ努力してやろう、かように考

えておりますが、ただ日本銀行が乗り出せ、政府がこれを保証しろというこ

とにありますと、現状においては残念ながら日本政府としてはそこまで乗り

込めないというような点があるので、様子を見ておるというわけであ

ります。

○田中(穂)委員 日本国際貿易促進協

会から代表者が約五十名ばかり、近く中国を訪問するという計画がありまし

て、村田会長から中國側に連絡しまし

たところが、それはおいでいただ

るのはけつこうだが、それについては國

国际贸易促進協会、日中議員連盟、それから中日貿易会、こういう団体の代表者を含めた広範な代表团の来訪を希望する。こういうような返電が参りましたことはもう御承知のとおりだと思いますが、その場合に、中国に参ります代表団は、第三次貿易協定の中に、たとえば支払い協定の問題あるいはまた通商代表の問題、その他いろいろな問題があります、そういうことについても一歩進んだ具体的な交渉をしたい、一つそういう交渉を使命として来てもらいたい、こういうふうな内容であったと思いますが、政府はこういうふうな中国側の意向に対しまして、どういふふうにお考えになりますか、お聞きしたいと思います。ただ政府として何なり議員連盟のやつたことで、そういうことについて中国側との話し合いがどうなるうと全然関知しないというような態度をおとりになるのか、それともそういう中国側の意向に対しても何かこだえるところがなければならぬ、政府としても一つそれはこれから乗り出していく、こういふうにお考へになるのか。その辺のところをお聞きしておきたいと思います。

O石橋國務大臣 最近そういう交渉が彼の間にあつたことは、実は私は公式に聞いておりますが、まだ相談を受けておりません。あるいは外務省の方へは何か御相談もすでにあるかもしませんが、それは向うから言えども、今度來てもうのなら少しは具体的な問題が解決できるようになってくれというのは当然の話だらうとうるのであります。あらかじめ行くといふ申し出をした場合に、どういう成算があつて村田君の国際貿易の方でそういう申し出をされたのか、実は私を含めた広範な代表团の来訪を希望する。これは日本としても、だれがやったにしても、できるだけのことはやりますが、その場合には、中國に参ります代表団は、第三次貿易協定の中に、たとえば支払い協定の問題あるいはまた通商代表の問題、その他いろいろな問題があります、そういうことについても一歩進んだ具体的な交渉をしたい、一つそういう交渉を使命として来てもらいたい、こういうふうな内容であつたと思いますが、政府はこういうふうな中国側の意向に対しまして、どういふふうにお考えになりますか、お聞きしたいと思います。ただ政府として何なり議員連盟のやつたことで、そういうことについて中国側との話し合いがどうなるうと全然関知しないという

O田中(穂)委員 そこに三団体の代表

を含めたそういう中国訪問団が出かけ

るときまことに、旅券の問題が起りますが、政府としては、そういう誠意をもって解決に助力はしたい、こう考えております。

O田中(穂)委員 そこに三団体の代表

を含めたそういう中国訪問団が出かけ

るときに、旅券の問題が起りますが、政府としては、そういう

中國貿易においてはペーパー式はとつていいということになりますが、この際日本もペーパー方式でなく、自由な貿易の方式をとるというお考えはな

いですか。

O大堀政府委員 私どもいたしました。では現在できるだけ貿易正常化の見地からペーパー方式というものは縮小して参つておりますけれども、ソビエト

現在はつきりした国交關係もございませんし、通商關係も正式な關係になつておりますから、かかるべく取り扱われるものだと私は想像いたしておりました。

O田中(穂)委員 これは話が少し別であります。現在日本と中國の貿易はペーパー方式というものを原則として

輸入とが決済されていくという形の方式を採用しているわけでございます。

O田中(穂)委員 輸出入組合を作つてありますが、他の諸国、特に西欧諸国とともにそういう意味におきましては中日貿易を一つ大堀さんに伺いたい。

O大堀政府委員 実は具体的に明瞭な中國との貿易の方式はペーパー方式をとつておりますかどうですか、この点

に大きな量が全体の量から言いますと相当多數が入つておりますから、そのため堅い、小さい商社もありますが、相当

抜いております。

O田中(穂)委員 私の聞くところによると、この団体が扱っているのが中國貿易の貿易量の九五%に達しておりますと今データーを持ち合しておりますが、相当大きな部分を占める。かよう

に考えております。

O大堀政府委員 この中日貿易会は、長い間中國貿易のために先鞭をつけ、そして今日の実績を持っておりま

す。今日は自主統制の主体になつております。ところが最近中國貿易がよいよ拡大しそうな見通しが、國際的にも國內的にもあるわけです。そして政府がこういう輸出入組合なんというものを

お聞かせておきました。

O大堀政府委員 実情は先ほど申し上げました通り、またお話をありました

九五%はいかがと考えられます。それ以外に中国から貿易代表団が參りました際

るかと思います。

O田中(穂)委員 私の仄聞するところ現在のところこの二つの団体だけと承知いたしております。

O田中(穂)委員 今の中日貿易会であります。

現

促進協会といふ團体がございますが、現在のところこの二つの団体だけと承知いたしております。

がござりますから、おそらく業者の数も相

当多いわけでございまして、輸出入に

つきましてはかなり入つてない人も

あるんじゃないかな。この団体だけでよ

り、そしてまたその団体が扱つており

ます。

重

でござりますね。どのくらいの貿易量を扱つているか、一つお答え願いたい。

O大堀政府委員 この団体は非公式の団体でございまして、私ども監督権が特になく、わけでございますが、内容について詳細な調査はいたしております。

せんが、大勢におきましては中日貿易をやっておりりますが、その中で、そこでも、やはりむを得ない方法といつて、今日は手筋その他中でございまして、これに加入をしないたい。

ります。

る

輸入については少くとも相当な部分をやつておると思ひます。輸出につきましてはかなり業態の幅が広いものでござりますが、それは日本の貿易業者をして、これは日本としても、だれがやったにしても、できるだけのことはや

ります。

つかえないという、いわゆるグローバル方式と申しますか、そういった方式で輸入公表を訂正して発表いたしました。現在はそういう段階になつております。

○田中(穂)委員

この大豆、ことに中國大豆の値段の問題は、これはいろいろな特殊な諸条件のもとにおいて輸入されるのでありますから、これについては、これが高いとか安いとかいうことは、一がいにやはり論斷できませんが、今の点について私の方に思いますが、今の点について私は異論がありますけれども、ここでは論議はやめます。

そこで次は製鉄原料の関係であります。鐵鉱石・粘結炭あるいはマグネシア・クリンカー、こういうようなもののに対する輸入の状況、それから中國産の製鐵原料の価格は国際的にどうであるか、そういうことについて一つお伺いした。

○大堀(政府)委員

現在までのところ鐵鉱石も粘結炭も入つておらぬわけであります。最近先方からぼつぼつオフターもあるようありますので、内容につきましては値段、品質その他の点を調査いたしております。從来よりは、数年前に比べまして品質もかなりよくなつてきています。値段もだんだん乗れるようになつておるようあります。検討の価値ありと考えております。現在のところ、なお研究いたしまして、検討の上に結論を出したいと思います。

○田中(穂)委員

この粘結炭なんかにつきましては、もちろんメリットの問題もありますが、今フレートが非常に高くなっていますから、中共からの開発でも入れるということは、非常

に日本の製鐵業にとって有利であるといふことは、これは明らかであると思ひます。ことにマグネシア・クリンカーというようなもの、昨年一年間に輸入したマグネシア・クリンカーについて

買つよりも大體一億円ぐらいは日本に買つになりましたといふようなうわさも聞いておりますが、そういう点についてはどうございましょうか。

○大堀(政府)委員

マグネシア・クリンカーを輸入しております。それで私もよつとデータを持ち合せておりませんから詳細に存じませんが、品質、値段も合理的なものと考えます。現在先方で値段の点でどのくらい差があるか、ちゃんとデータを持ち合せておりますが、ただ日本の方であまり出せないというわけです。その輸出の値段なんかも決して安いものじゃないむしろ相当いい値段で出ておると思います。その点について次長の御所見を聞きたいし、どういう商社でどういうふうな形でこれを輸出しておるか、お伺いしたい。

○大堀(政府)委員

疏忽につきましては、昨年度は大体尿素系肥料を含めて九万トン近く出ておると思いますが、値段も一般の輸出価格六十二、三ドルで、必ずしも悪い条件ではございませんが、一般の輸出に比してはほぼ妥当な値段で輸出されております。

○田中(穂)委員

そのほか各種の化学製品が出ておるようありますが、そういうふうなものもやらに不当な競争をして、そうして安くたまき買われているということは私はないと

思いますが、一般的に化学薬品全体につきましては、比較的先方の要望につきましては、比較的先方の要望についてあります。現在先方ににつきましては、しい条件で多いものにつきましては、いい条件で買つておるわけでございます。現在先方は雑貨等の要らないものは買わない。薬にしましても、ストレートマイシンとかペニシリン、あるいは化学薬品にしましても、工業原料になります。これらの品物はかなり適正になります。これらの品物はかなり適正な値段で買うわけでありますが、先方が人絹その他になりますと、相当値段は値段で買うわけですが、先方があまり希望しないものということになると、自然値段はたたかれる。傾向かと思います。

○田中(穂)委員

最後に一つ、人絹糸は相当たくさん出たわけであります。それが日本の方で火曜会といふうな団体を作つて、どうしてむしろ値段をつり上げた、そのため日本は輸出の機会を失つたといふことが全体の悪くなつてくる、こういうのが全体の傾向かと思います。

○田中(穂)委員

私は、昨年度は大体尿素系肥料を含めて九万トン近く出ておると思いますが、値段も一般の輸出価格六十二、三ドルで、必ずしも悪い条件ではございませんが、一般の輸出に比してはほぼ妥当な値段で輸出されております。

そのほか各種の化学製品が出ておるようありますが、そういうふうなものもやらに不当な競争をして、そうして安くたまき買われているということは私はないと

思いますが、昨年ようやくできたわけであります。最近も若干あるようあります。そこで個別商社に對する塙をこれだけ日本が輸入すれば、見返りのものは六ヶ月以内に必ず中国側は買います。甲類物資の大豆につきましてはいろいろいう証書を入れるから、それをもつてバーカーの条件にしてもらいたいと

いう電報が重ねて参つております。

私がいろいろ聞いたり調べたりしたと

ころによりますと、そういう事実はな

く聞きたいたいと思います。今次長の御答弁

の中には、必ずしもそうでもないとい

うようなお話をありましたけれども、

私がいろいろ聞いたり調べたりしたと

ころによりますと、そういう事実はな

く聞きたいたいと思います。今次長の御答弁

なんどうきいからやめようということ

が、多少不用意にも發言されました。

中国側から參りました電報も、中国銀

行がL/Cにそれを書くことは重複して

手続上めんどうだからといって拒絶す

るといふように見るのが妥当じゃない

ます。

○田中(穂)委員

その他の化学薬品等につきましては、比較的先方の要望につきましては、比較的先方の要望についてあります。現在先方ににつきましては、しい条件で多いものにつきましては、いい条件で買つておるわけですが、現在先方は雑貨等の要らないものは買わない。薬にしましても、ストレートマイシンとかペニシリン、あるいは化学薬品にしましても、工業原料になります。これらの品物は相当買っておるわけですが、先方が最も多く買つておるわけですが、金体を通じて日本が輸入すれば、見返りのものは六ヶ月以内に必ず中国側は買います。甲類物資の大豆につきましてはいろいろいう証書を入れるから、それをもつてバーカーの条件にしてもらいたいと

いう電報が重ねて参つております。

私がいろいろ聞いたり調べたりしたと

ころによりますと、そういう事実はな

く聞きたいたいと思います。今次長の御答弁

の中には、必ずしもそうでもないとい

うようなお話をありましたけれども、

私がいろいろ聞いたり調べたりしたと

ころによりますと、そういう事実はな

く聞きたいたいと思います。今次長の御答弁

こちらの方でもいろいろのことを相談したいが、それまでの間で書くことは従来通りにしてくれないかということを重ねて申してやつてもけつこうあります。それがさらに困難であれば、個別商社に対する約束いたしましたことは、相互に誠意を持って実行しますということを国際貿易協会なり議員連盟なりに、総合的に向うからもう、そしてさらに公にこれを確認する。そういうことによって見返りのものは必ず買うという商社への一札をさらに総合的に確認するという方法を協会または議員連盟でもって侧面からあわせます。

○帆足委員 私どもの方も与党の皆さんと相談して、イデオロギーの問題でありますから、超党派的に直ちに法案を審議して提出いたしますから、一つ大臣の念頭にとめおいていただきたい。少くとも今週中に解決するように取り計らい願います。この炎天で塙が非常に機知しておられまして、雨が降ります。お取り計らい願います。この炎天で塙が非常に機知しておられまして、雨が降ります。

○田中委員長 この際お諮りいたしましては、各党申し合せの質問時間も終了し、おおむね質疑も尽したようありますので、この際両法案に対する質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 この際お諮りいたしましては、各党申し合せの質問時間も終了し、おおむね質疑も尽したようありますので、この際両法案に対する質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○前田(正)委員 ちょっと関連して。これは私の選舉区ですから質問したいと思いますが、今の御答弁のようありますけれども、これで一つ問題があらわれます。それは奈良県から和歌山県に話をいたしまして、なるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておりますけれども、しかしそれはたたかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。これは小さな技術的問題です。だからこれは大堀さんの立場から、現在まだ大豆を中心にした逆トーマス方式が全面的に実行されておりませんので、慎重な態度をとることはわれわれも承認いたしますけれども、こういう技術的問題でこの問題をただ放置さして貿易の支障になつておりますことは望ましくありませんから、一つ第二、第三の代案を出して、大臣が納得される条件でこれをしていただかなければならぬと思います。多少政治的な問題もありますから、一つ通産大臣の方で良識ある解決促進方の御協力、御指導をお願いしたいと思います。

○石橋國務大臣 技術的にはなかなか

めんどうな問題で、今まで例があるようありますから、なおよく研究しながらお尋ねのあの問題の事情はよくわかりました。そこでは佐々木君御承知のことと思いますが、和歌山県の方で一つの条件をつけて、それがすぐ方向にいくように努力したいと思います。

○帆足委員 何か申し上げられませんが、しかしできるだけ御趣旨に沿うようになります。

○前田(正)委員 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。これは私の選舉区ですから質問したいと思いますが、今の御答弁のようありますけれども、これで一つ問題があらわれます。それは奈良県から和歌山県に話をいたしまして、なるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておりますけれども、しかしそれはたたかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。これは私の選舉区ですから質問したいと思いますが、今の御答弁のようありますけれども、これで一つ問題があらわれます。それは奈良県から和歌山県に話をいたしまして、なるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておりますけれども、しかしそれはたたかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○前田(正)委員 ちょっと関連して。これは私の選舉区ですから質問したいと思いますが、今の御答弁のようありますけれども、これで一つ問題があらわれます。それは奈良県から和歌山県に話をいたしまして、なるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておりますけれども、しかしそれはたたかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○石橋國務大臣 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。これは私の選舉区ですから質問したいと思いますが、今の御答弁のようありますけれども、これで一つ問題があらわれます。それは奈良県から和歌山県に話をいたしまして、なるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておりますけれども、しかしそれはたたかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○前田(正)委員 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○前田(正)委員 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○前田(正)委員 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

○前田(正)委員 これがまたその全体の電源開発の関係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの関係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにならなければなりません。

した補償の問題ですから、これは熊野川の補償の方にしなければ、西吉野の発電では、その道路費を電源開発が負担するという予算の出しどころがないから、通産省では反対しております。

そこでやはり熊野川の方の発電ならばこれでやらるわけです。しかもことしは調査費その他の金を組んでおるわけですから、来年度から着工地点については着工するから来年から工事の促進に努力するわけで、しかもこの道路は毎年公共事業費でもって道路局で進めおるわけです。それを促進するよう

に来年から熊野川の方をやろうということにしない限りは、幾ら大臣にお骨折りを願つても、西吉野の発電所の開発の費用でもって出すということはむずかしいと思います。やはりこれは熊野川の問題になると想います。この熊野川の方が資金の関係で着工地点にできぬといふ話であります。そんなことはありません。今までの例を見ても、そういう資金がつかなくとも着工地点になつたのがほとんどです。工事費がついてから着工地点になつたといふのは今までないことですから、一つ大臣政治力を發揮されて、こういうことで問題になつてくると困るから、しかもことしは調査費もついて、その調査費の一部は、この間の十二日の話を聞きますと、補償の費用として払つてもよい、いわゆる工事費の一部に該当してもよいといふくらいの話し合ひを審議会でされておるそうでありますから、そこまでついておるものを見工地点にするということは、今までの例からいって一つもむずかしくない。大蔵省が何と言つてもむずかしくないのですから、大臣は政治力を發揮され

て、この着工地点に関するは和歌山県の安心がいくように、この補償の問題が解決できるように御尽力願いたいと思ひます。

○石橋國務大臣 これは経済も関係しておりますので、そういう前田君の言われるような処置がとれるかとれないかわかりませんが、なお一つ研究いたします。

○佐々木(良)委員 この問題は、総合開発計画を立案する機関はあるけれども、実際に施行する機関がない、それが非常にまずくいっておる例で、従つてまずくいっておるこの例の始末をどうするかということで御質問したわけあります。午後に総合開発に関する小委員会があるそうでありますから、

質問はその方に移していただきたい方がよいと思います。時間もこういう状態でありますので、ここでは省略いたしたいと思います。

ただ大臣の御答弁によりますと、八月一ぱいまで調整に時をかけてみて、できなければ云々というお話がありましたが、この発電所が六月中旬にでき上ることは三年前からわかつておつた話で、そうしてでき上つてから月もたつてもほつておくといふこと

○田中委員長 本日の会議はこの程度にとどめます。次会は明十四日午前十時より開会いたすこととなし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時一分散会

経済なことはないと存じます。この二ヵ月間ほつておけば、これは今水がかかるおりましようが、少くとも毎日四、五万キロワット・アワー分ずつちゃんと水が流れていますから、二、三百万キロワット・アワーというものがほんとうに水のまま流れてしまう

と思ひます。従つてこの問題は、そうゆうちょっとすることを言わずに早急に御処置のほどをお願いいたします。

なお、この問題と密接不可分の関係にあります本論は、今前田さんからお話しがありましたら、前田さんの着工地点の前に今度は猿谷のダムの完成期をめぐつて、第一発電所と第二発電所と二つ合わせて能力を發揮するかしながら今度は下流の農林省の開田計画は、すでに九千町歩のうち一千町歩の開田の仕事を済ませて、水の来るのだけを待つておる。発電所ができ上つて、水が通らなければ、非常に不経済な状態にあるのと同じように、下流の開田計画は水路を作つて待つておるのにかかわらず水がこないという状態になっておりますので、一つ慎重に考慮の上早急に御措置をお願いしたいと思います。この問題については午後高崎経済長官もおいでになるそうでありますから、立ち会いで一つお話しを進めてもらいたいと思います。午後の小委員会に移したいと思います。

問題については午後高崎経済長官もおいでになるそうでありますから、立ち会いで一つお話しを進めてもらいたいと思います。午後の小委員会に移したいと思います。